# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	被災者台帳作成事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、被災者台帳作成事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適正な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

五條市長

#### 公表日

令和7年10月21日

[令和7年5月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	被災者台帳作成事務						
②事務の概要	災害対策基本法(昭和26年法律第223号)第90条の2, 3に基づく以下の事務を行う ①被災者台帳の作成 ②罹災証明書の交付						
③システムの名称	①被災者支援システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル:	名						
被災者台帳ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」いう。)第9条第1項、別表第一 36の2項						
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 56の2項						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	危機統括室 危機管理課						
②所属長の役職名	危機管理課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	五條市(危機統括室 危機管理課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	五條市(危機統括室 危機管理課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)						
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した						
適用した理由							

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和4年4月1日 時点				
2. 取扱者数	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託		[ 0 ]委託しない				
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じた	提供を除く。) [ 〇 ]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシス	ステムとの接続	[	〇 ]接続しない(入手) [ 〇 ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスクへ の対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	更新時には	t、本人からマイナ:	ンバーを取得	し、登	録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。	

9. 監査							
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査						
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する						
[9] 従業者に対する教育・啓発							
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
判断の根拠	次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する 職員への研修 ・保護責任者への研修 ・事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修(おおむね1年ごと)						

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I,5、②所属長	危機管理課長 浦林 裕	危機管理課長 久保 雅彦	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	1余数か	平成27年12月28日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成27年12月28日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ,2.取扱者数 いつ時点の 係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
	I,5、②所属長	危機管理課長 久保 雅彦	危機管理課長	事後	様式変更によるもので、重要な 変更に該当しない。
令和2年4月1日	徐釵か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年4月1日	Ⅲ 1 対象人数 いつ時占の	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
A500/E4 E 1 E	Ⅲ 2 取扱者数 11つ時占の	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	I,7.請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	I , 8. 連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	係致か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	Ⅱ,2.取扱者数 いつ時点の	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
A50454B1B	II, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
A 50 4 F 4 F 4 F	〒 2 野松老粉 いつ哇上の	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。